

有限責任監査法人制度に関するQ & A

平成20年6月10日
日本公認会計士協会

目 次

総論	1
Q 1 平成19年改正公認会計士法（以下「法」という。）において、有限責任監査法人制度が設けられた理由・背景は何ですか。	1
Q 2 有限責任監査法人制度の概要を教えてください。	2
Q 3 指定有限責任社員の指定の対象となる業務はどのようなものですか。	4
Q 4 指定有限責任社員の被監査会社等への通知はどのように行う必要がありますか。	5
Q 5 有限責任監査法人の監査契約の締結や指定有限責任社員の通知に当たって、留意すべき事項はありますか。	5
Q 6 法第34条の10の6第10項における「関与したとき」とはどのようなことを意味しますか。	5
Q 7 指定有限責任社員が欠けた場合の取扱いについて教えてください。	6
Q 8 指定有限責任社員であった者が有限責任監査法人を脱退した後に負う責任について、説明してください。	7
Q 9 無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する際の留意点について教えてください。	8
Q10 諸外国における有限組織形態について教えてください。	9
実務上の問題	11
Q11 無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する場合の手続の概要について教えてください。	11
Q12 有限責任監査法人としての登録を受けるために、金融庁長官への申請に当たって留意すべき事項はありますか。	12
Q13 有限責任監査法人の定款作成に当たり留意すべき事項があれば教えてください。	13

Q14	有限責任監査法人の名称の決定に当たって留意すべき事項があれば教えてください。	15
Q15	供託金制度の概要について教えてください。	16
Q16	指定有限責任社員の指定方法について教えてください。	17
Q17	一定規模以上の監査法人においては頻繁に社員の退社が起こると予想されますが、有限責任監査法人への移行に当たって留意すべき事項はありますか。	18
Q18	有限責任監査法人に移行した後に、無限責任監査法人に戻ることはできますか。	18
Q19	無限責任監査法人が、無限連帯責任組織形態を維持したまま何らかの定款を変更する場合、併せて社員の全部を無限責任社員とする旨の記載が必要ですか。	19
Q20	監査法人が作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない書類について教えてください。	19
Q21	公衆縦覧書類の作成に当たり留意すべき事項はありますか。	19
Q22	監査を受けている有限責任監査法人が業務報告書を提出するに当たって、2か月以内に監査済みの計算書類を作成して添付する必要がありますか。	20
Q23	一定規模以上の有限責任監査法人の監査人の選任に当たり留意すべき事項がありますか。	21
Q24	新規に有限責任監査法人を設立して業務を開始する場合に留意すべき事項について教えてください。	21

総論

Q 1 平成19年改正公認会計士法（以下「法」という。）において、有限責任監査法人制度が設けられた理由・背景は何ですか。

A 有限責任監査法人制度が設けられた理由・背景は、次のとおりです。

1．平成19年公認会計士法の改正

企業活動の多様化、複雑化、国際化や監査業務の複雑化、高度化が進展する中、組織的監査の重要性が一層高まってきていること等を踏まえ、金融審議会公認会計士制度部会では、平成18年12月に「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」とする報告書が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、監査法人等における品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化を図る観点等から、平成19年に公認会計士法が改正されました。

本改正においては、監査法人等の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化として、監査法人における業務管理体制の強化、監査法人の社員資格の公認会計士でない者への拡大、監査法人等における情報開示の義務付け等がなされています。また、監査人の独立性と地位の強化として、一定規模以上の監査法人に対してのいわゆるローテーション・ルールの整備、被監査会社の親会社や連結子会社への就職制限の範囲の拡大、不正・違法行為発見時の監査人の当局への申出制度の創設等がなされています。さらに、監査法人等に対する監督や監査法人等の責任のあり方の見直しとして、行政処分の多様化（課徴金納付命令の創設）公認会計士・監査審査会への報告徴収・立入検査の権限の委任の範囲の見直し等とともに、有限責任組織形態の監査法人制度の創設がなされています。

2．有限責任監査法人制度の導入

従来の監査法人の各社員は、監査法人の負う債務（監査証明業務及び非監査証明業務に係る債務のほか、借入金、従業員給与等の監査法人の運営に当たって生じる通常の債務を含む。）を財産をもって完済できない場合には、連帯して弁済しなければならない無限連帯責任を負っています。したがって、監査証明業務に係る責任については、特定の監査証明業務に関与していない社員であっても関与した社員と区別されることなく、被監査会社等からの損害賠償責任を負うことになります。

しかし、昭和41年に監査法人制度が創設された当時と異なり、監査法人の大規模化などの現状においては、合名会社制度をモデルとして社員の相互監視と相互牽制を前提としている監査法人制度が社員に求めている損害賠償責任の無限連帯責任制は現実にそぐわない面が出てきていること、諸外国ではパートナー（社員）の責任を有限化している監査事務所が一般化していること等により、我が国においても非関与社員の責任を限定する提言がなされてきました（金融審議会 公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成14年12月17日）ほか）。

これらの提言を受け、平成15年の改正公認会計士法では、社員の責任に焦点を当て、監査証明に真に責任を果たすべき立場にある者を明確にしてその責任を全うすべきであるとの観点から監査法人に指定社員制度が導入され、当該制度を採用する監査証明

にあつては、特定の監査証明業務に関与していない社員の被監査会社等に対する責任は、出資の価額の範囲に限定されることとなりました。

一方で、有限責任組織形態を制度的に監査法人に導入する点については、「合理的かつ健全な私法上の事業組織形態のあり方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討することとしており、将来的な検討課題と位置づけることが適切である。」(金融審議会 公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」(平成14年12月17日))、「監査法人の大規模化の実態等に照らし、今後、民事法制等において、いわゆるリミテッド・パートナーシップ制度の一般的な導入等が図られることとなった場合には、監査法人の組織についても、これに対応した所要の措置を講ずることを検討すること。」(公認会計士法の一部を改正する法律案に対する衆議院 附帯決議(平成15年5月))とされ、その導入は見送られていました。

その後、平成17年に会社法が制定され、日本版LLCともいえる組織形態(合同会社)の導入が認められたことや、監査法人の大規模化の実態、諸外国の監査事務所の状況等を背景として、平成19年の公認会計士法の改正において、従来の無限連帯責任組織形態の監査法人制度に加えて有限責任組織形態の監査法人制度が導入されました。

Q 2 有限責任監査法人制度の概要を教えてください。

A 有限責任監査法人は、その行うすべての証明について、各証明ごとに1人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければなりません(法第34条の10の5第1項)。当該指定がされた証明を「特定証明」、指定を受けた社員を「指定有限責任社員」といいます(同第2項)。有限責任監査法人は、証明を受けようとする者(以下「被監査会社等」という。)に対して、その旨を書面等により通知しなければなりません(同第4項)。

1. 指定有限責任社員の法的地位

指定有限責任社員は、次のような法的地位を有します。

代表権

特定証明については、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表することになります(同第3項)。このため、指定有限責任社員以外の社員は、代表社員であっても自身が指定されていない特定証明については有限責任監査法人を代表することができません。

権利・義務

特定証明については、指定有限責任社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うことになります(同第2項)。

責任

監査証明業務に対する責任については、特定証明に関して負担することになった有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもって完済できない場合、又は強制執行がその功を奏しなかった場合には、指定有限責任社員が連帯してその弁済の責任を負い(法第34条の10の6第8項)、指定有限責任社員以外の社員は、監査法人に対する出資の価額を限度としてその弁済の責任を負うこととなります。

す（同第7項）。

したがって、無限責任監査法人（平成19年改正公認会計士法施行時点で存する監査法人は無限連帯責任組織形態ですが、法では、このような無限連帯責任組織形態の監査法人を無限責任監査法人（法第1条の3第5項）として整理しています。）において導入されている指定社員制度では、被監査会社等以外の第三者に対する債務、例えば、株主からの虚偽記載又は虚偽証明等による損害賠償請求に係る債務について、監査法人の財産をもって完済できない場合、又は強制執行がその功を奏しなかった場合には、各社員が連帯してその債務を弁済しなければなりませんでしたが、有限責任監査法人では、これらの債務についても、指定有限責任社員以外の社員の責任は、出資の価額の範囲に限定されることになります。

また、無限責任監査法人においては、監査証明業務以外の業務から生じる債務及び監査法人の運営に当たって生じる通常の債務についても、各社員は連帯して弁済しなければならない無限連帯責任を負っていると考えられますが、有限責任監査法人では、これらの債務についても、各社員の責任は、原則として出資の価額の範囲に限定していると考えられます。ただし、有限責任監査法人の社員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該有限責任監査法人の社員は監査法人と連帯して、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を直接負うことになります（法第34条の23第3項、会社法第597条）。

無限責任監査法人と比較した場合の社員の責任関係をまとめると、次の表のとおりになります。なお、これらのいずれの債務について監査法人が第一次的に責任を負うことは、無限責任監査法人であっても有限責任監査法人であっても差異はありません。

法第2条第1項に規定する監査証明業務に係る債務			对被監査会社等	对第三者
無限責任監査法人	指定社員制度を採用していない監査証明業務	すべての社員	○	○
		指定社員	○	○
	指定社員制度を採用した監査証明業務	その他の社員	×	○
有限責任監査法人	監査証明業務（特定証明に限る。）	指定有限責任社員	○	○
		その他の社員	×	×

上記 に掲げる債務以外の債務			对業務提供先等
無限責任監査法人	監査証明業務以外の業務から生じる債務及び法人運営に当たって生じる通常の債務	すべての社員	○
有限責任監査法人		すべての社員	×

無限連帯責任 ○：あり ×：なし

2. 有限責任監査法人に求められる義務

前述のとおり、有限責任監査法人では、無限責任監査法人と異なり、特定証明に係る指定有限責任社員以外の社員の責任は出資の価額の範囲に限定され軽減されている

ために、有限責任監査法人には次のように登録の義務に加え、財産的基盤の充実やディスクロージャーの充実が求められています。

登録制度

内閣総理大臣（金融庁長官に委任）の登録（金融庁長官への申請・有限責任監査法人登録簿への登録）を受けなければ業務を行うことができません（法第34条の24、法第34条の26、公認会計士法施行規則（以下「規則」という。）第60条）

一方、無限責任監査法人は、成立したときに内閣総理大臣（具体的には財務局長等）に届出を行うこととされている（法第34条の9の2、公認会計士法施行令（以下「令」という。）第35条第1号）のみです。

財産的基盤の充実

登録拒否事由としての最低資本金（社員数×100万円）の維持（法第34条の27第1項第3号、令第22条）と、損害賠償請求権に対する履行を確保するための供託（社員数×200万円）（法第34条の33第1項、令第25条）が必要とされます。

なお、保証委託契約によって供託金の全部又は一部の免除が可能ですし（法第34条の33第3項、令第26条）、責任保険契約によっても供託金の全部又は一部の免除（責任保険契約の場合は供託金の額から社員の総数に100万円を乗じて得た額を控除して得た額に相当する金額が限度）が可能です（法第34条の34第1項、令第29条第2項）。

ディスクロージャーの充実

監査法人に係る業務及び財産の状況に関する説明書類として、直近の2会計年度の計算書類を公衆の縦覧に供することが求められており（法第34条の16の3第1項、規則第39条）また、収益の額が10億円以上の場合には、計算書類には監査報告書の添付が求められています（法第34条の32第1項、令第24条）。なお、ここにいう収益の額には売上高（役務収益等）に限らず、営業外収益、特別利益の額も含まれます。

また、上記の説明書類には、供託金等の額（令第25条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び法第34条の34の第1項に規定する有限責任監査法人責任保険契約のてん補限度額を含む。）責任保険契約（責任保険契約をもって供託に代える場合）等に係る記載も求められています（規則第39条）。

Q 3 指定有限責任社員の指定の対象となる業務はどのようなものですか。

A 有限責任監査法人は、その行うすべての証明について、各証明ごとに1人又は数人の業務を担当する社員を指定しなければならないとされており、当該指定がされた証明を「特定証明」と定義しています（法第34条の10の5、Q 2のA参照）。

ここでいう「特定証明」とは、個別の業務（特定の被監査会社等）に係る特定の事業年度の監査証明の意であり、対象となる業務は法第2条第1項業務に限定されます。

Q 4 指定有限責任社員の被監査会社等への通知はどのように行う必要がありますか。

A 有限責任監査法人は、すべての証明について指定有限責任社員を指定した旨を被監査会社等に書面又は電磁的方法により通知しなければならない（法第34条の10の5第4項、規則第22条、Q 2のA参照）とされています。この電磁的方法による通知には、電子メールの送信も含まれると解されます。書面又は電磁的方法のいずれの様式についても特段の定めはありませんので、各証明ごとにどの社員を指定したのかが明確に通知されていればよいと考えられます。

なお、指定有限責任社員の指定について、被監査会社等の同意は必要とされていません。また、指定有限責任社員の指定がされない証明があった場合、当該証明については全社員を指定したものとみなされ（法第34条の10の5第5項）全社員が無限連帯責任を負うことになりますので、指定有限責任社員の指定及び通知は速やかに行うことが必要と考えられます。さらに、指定有限責任社員以外の社員が特定証明に係る業務に関与したときは、その関与に当たり注意を怠らなかったことを証明した場合を除いて指定有限責任社員が負う責任と同一の責任を負うことになる（法第34条の10の6第10項）ので留意する必要があります。

Q 5 有限責任監査法人の監査契約の締結や指定有限責任社員の通知に当たって、留意すべき事項はありますか。

A 特定証明については、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表することになり、代表社員であっても有限責任監査法人を代表することができません（Q 2のA 1参照）。有限責任監査法人から指定を受けることにより指定有限責任社員となりますので、既に指定が行われている場合には、監査法人の対外的な業務執行である監査契約の締結及び指定の通知は、指定有限責任社員の名で行うことが必要です。したがって、既に指定が行われていて監査契約書において指定有限責任社員の指定の通知を同時に行う場合には、契約当事者として指定有限責任社員の記名・押印が必要となります。

なお、指定有限責任社員の指定を監査契約書において通知する場合の契約書の記載例については、法規委員会研究報告第6号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」（平成20年4月15日改正）を参照してください。

Q 6 法第34条の10の6第10項における「関与したとき」とはどのようなことを意味しますか。

A 同条項の「関与したとき」の「関与」とは、指定有限責任社員の行為と同一視できる程度の、特定証明に係る業務に実質的なかわりを持つことであると解されますが、具体的事案ごとに実質的に判断されることになると考えられます。

同条項の「関与したとき」の例としては、次のような場合が考えられます。

1．審査担当社員

審査担当社員（監査法人によりコンカリング・パートナー又はレビュー・パートナーなどと呼ばれることがある。）が、その業務を行うことは、通常、「関与したとき」に該当するものと解されます（注）。

これに対して、監査法人によっては、審査担当社員を置かず会議体により審査を行うという形態（以下「合議制による審査」という。）を採用している場合があります。この場合には、その審査に参加した個々の社員は組織の構成員として当該業務を行ったにすぎず、個人として対外的な責任を負わせる必要はないと考えられるため、当該社員がその業務を行うことは、通常、「関与したとき」には該当しないものと解されます。ただし、合議制による審査を採用している場合でも、その構成員のうち特定の社員の影響力が強く会議体を支配し、他の社員は形式的に合議に参加しているにすぎず、実質的な合議が行われていない場合には、会議体を支配していた社員がその業務を行うことは、「関与したとき」に該当するものと考えられます。

（注）審査担当社員による審査を採用している場合でも、監査法人が監査業務の品質を確保することを目的として監査意見を形成する際に生じた個別の問題点などを対象に、より上位の審査（上級審査、本部審査などと呼ばれることがある。以下「上級審査」という。）を受けることを要求している場合があります。一般に、この上級審査では会議体による審査を採用している場合が多いようです。この場合では、合議制による審査と同様、その審査に参加した個々の社員は組織の構成員として当該業務を行ったにすぎず、個人として対外的な責任を負わせる必要はないと考えられるため、当該社員がその業務を行うことは、通常、「関与したとき」には該当しないものと解されます。

2．指定を受けていない社員

指定を受けていない社員が、重要な会議、行事（講評会、経営者とのディスカッション、会計相談等）に出席して、意見形成に重要な影響を与えた場合は、「関与したとき」に該当するものと考えられます。

3．有限責任監査法人における指定有限責任社員制度を濫用している場合

資力の乏しい社員を形式的に指定して、実際の業務執行を他の社員が実質的に取り仕切っている場合は、同条項の「関与したとき」の典型例と考えられます。

なお、監査実施者からの専門的な見解の問合せに対応する業務を行う場合には、当該業務が個別の問題点のコンサルテーションとして位置付けられ、最終的な監査の意見形成を行うものではないことから、当該業務を行う部署等の担当社員がその業務を行う場合は、通常、「関与したとき」に該当しないものと解されます。

Q 7 指定有限責任社員が欠けた場合の取扱いについて教えてください。

A 特定証明について、当該証明に係る業務の終了前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は新たな指定有限責任社員を指定しなければならない（法第34条の10の5第6項）とされています。

また、指定有限責任社員が欠けたときは、新たに指定有限責任社員の指定を行わない

と全社員を指定したものとみなす（法第34条の10の5第6項）とされており、当該特定証明について全社員が無限連帯責任を負うこととなりますが、これは指定有限責任社員が欠格事由に該当した場合も含め1人もいなくなった場合が該当し、この場合は新たな指定有限責任社員の指定及び通知を速やかに行うことが必要となります。

なお、特定証明について複数の指定有限責任社員がいる場合には、そのうちの1人が欠けたとしても、残りの指定有限責任社員が有限責任監査法人を代表して業務を実施し無限連帯責任を負うことができるため、追加の指定有限責任社員を指定する義務はありません。

Q 8 指定有限責任社員であった者が有限責任監査法人を脱退した後に負う責任について、説明してください。

A 指定有限責任社員であった者が有限責任監査法人を脱退した後に負う責任は、次のとおりです。

1. 特定証明に関して負担することとなった有限責任監査法人の債務をその財産をもって完済できない場合には、指定有限責任社員（指定有限責任社員であった者を含む。）が連帯して、その弁済の責任を負うこととなります（Q 2 の A 1 参照）。
2. 監査法人を脱退した社員の責任については、会社法第612条の規定が準用されており（法第34条の10の6第11項本文）原則として、合同会社を脱退した社員と同等の責任となり、脱退の登記後2年以内に請求又は請求の予告をしない監査法人の債権者に対しては、当該登記後2年を経過したときに消滅します。しかし、特定証明に関し負担することとなった有限責任監査法人の債務については、この限りではないとされている（法第34条の10の6第11項ただし書）ため会社法第612条の規定によらず、脱退した指定有限責任社員の責任は、脱退の登記後2年を経過しても消滅せず、監査証明業務に係る債務の消滅時効が完成するまで責任を負う（法第34条の10の6第8項本文）ものと解されます。ただし、脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない（法第34条の10の6第8項ただし書）とされています。
3. なお、監査証明業務に係る債務の消滅時効についてですが、金融商品取引法では損害賠償の消滅時効に関する規定がないため、民法の規定（第724条）が適用され、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った日から3年間又は不法行為のときから20年間を経過するときまでに損害賠償を請求しないときはその権利は消滅することとなります。一方、会社法上の会計監査人としての責任（法定責任）や、金融商品取引法、会社法以外の法定監査、任意監査における、監査契約に従った業務を履行しない場合の責任（債務不履行による損害賠償責任）については、民法第167条第1項の規定による10年が適用されるものと考えられます。
4. また、指定有限責任社員であった者が、いわゆるローテーション等により指定有限責任社員でなくなった場合についても、上記と同様の責任を負うことになるものと解されます。

Q 9 無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する際の留意点について教えてください。

A 無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する際の留意点は、次のとおりです。

1．既存の監査契約等の取扱い

無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより有限責任監査法人となります(法第34条の22第10項)。無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行しても、組織変更ではなく、定款の変更による社員の責任の態様の変更と解されることから、株主総会での再選任(会社法第329条第1項)又は一時会計監査人の選任(会社法第346条第4項)の手續を要せず、既存の監査契約についても従来どおり有効であり再契約の締結は必要ないと思われます。ただし、無限責任監査法人において指定社員制度を採用している場合でも、有限責任監査法人における指定有限責任社員制度は別個の制度であり、当該指定社員が当然に指定有限責任社員となるわけではないため、直ちに当該指定社員を指定有限責任社員として指定し、被監査会社等に通知することが必要となります。

なお、有限責任監査法人へ移行した場合、その名称中に「有限責任」の文字を使用しなければならない(法第34条の3第2項、規則第18条)とされています。会計監査人は被監査会社等における登記事項でもあるため(会社法第911条第3項19号)、被監査会社等は会計監査人の登記の変更が2週間以内(会社法第915条第1項)に必要となります。

監査証明業務以外の業務についても、同様の理由により既存の契約は従来どおり有効であり再契約の締結は必要ないと思われます。

2．移行時の責任

有限責任監査法人に移行する場合、内閣総理大臣の登録を行い、定款変更がなされてから2週間以内(組合等登記令第10条)に主たる事務所の所在地において名称の変更や資本金の額についての登記をしなければなりません。当該登記を完了して初めて対外的に有限責任を主張することができます(法第34条の23第3項、会社法第583条第3項)。監査証明業務は監査報告書等の提出時点で最終的な意見表明を行い業務が終了すると考えられますので、有限責任監査法人となった後に指定有限責任社員の指定(及び通知)がされ、当該変更登記完了後の日付が付された監査報告書等に係る各監査証明業務から生じる債務についての指定有限責任社員以外の社員の責任は、出資の価額の範囲に限定されることとなります。また、当該変更登記の完了後に生じる監査証明業務以外の業務に係る債務についての各社員の責任も、原則として出資の範囲に限定されることとなります。なお、具体的な社員の責任関係については、Q2のA1を参照してください。

3．無限責任監査法人の有限責任監査法人への移行に伴う社員の責任

前述のとおり、無限責任監査法人の社員は、監査法人の債務について無限連帯責任を負っています。無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行した場合であっても、移行の前に生じた監査法人の債務については、各社員は連帯して弁済する義務を負うこととなりますが、登記後2年以内に請求又は請求の予告をしない監査法人の債権者

に対しては、当該登記後 2 年を経過したときに消滅することになります（法第34条の23第 3 項、会社法第583条第 3 項、第 4 項）。

なお、無限責任監査法人において指定社員制度をとっている場合の当該指定社員の責任は、登記後 2 年を経過しても消滅せず、監査証明業務に係る債務の消滅時効が完成するまで責任を有するものと解されます。

4．その他

有限責任監査法人への移行は、通常、被監査会社等の事業年度の途中で行われることが考えられます。指定有限責任社員の選定・通知作業や被監査会社等に対する説明の準備等の対外的な実務対応も要するため、実際の移行に当たっては、監査業務に支障が生じないか、また、新たに監査契約を締結するタイミング、株主総会における会計監査人の選任等、様々な事情を考慮して適切な時期を選択する必要があると思われます。また、有限責任監査法人への移行に当たっては、内閣総理大臣の登録、供託を行うこと等、所定の手続を経なければ有限責任監査法人として業務を行うことができませんので、業務の中断が生じないよう留意する必要があります。

Q10 諸外国における有限組織形態について教えてください。

A 我が国と米国、英国、フランス及びドイツにおける有限組織形態を比較すると、次の表のとおりになります。

国	組織形態	法定監査に関する損害賠償 請求額の上限の法定
日 本	- 無限責任監査法人 （合名会社に準じた法人。ただし、指定社員制度あり） - 有限責任監査法人 （合同会社に準じた法人）	・ 上限の法定なし
	法改正で新たに有限責任形態の監査法人を選択することが認められた。	
米 国	- 無限責任の組織形態 ・ ジェネラル・パートナーシップ（GP：General Partnership） - 有限責任の組織形態 ・ 有限責任パートナーシップ（LLP：Limited Liability Partnership） ・ 合同会社（LLC：Limited Liability Company） ・ 株式会社（Corporation）	・ 上限の法定なし
	大手監査事務所ではLLPが一般的である。LLPのパートナーは、自己の関与した業務から生じた債務についてのみ無限責任を負い、他のパートナーは、出資額の範囲内での有限責任を負う。	

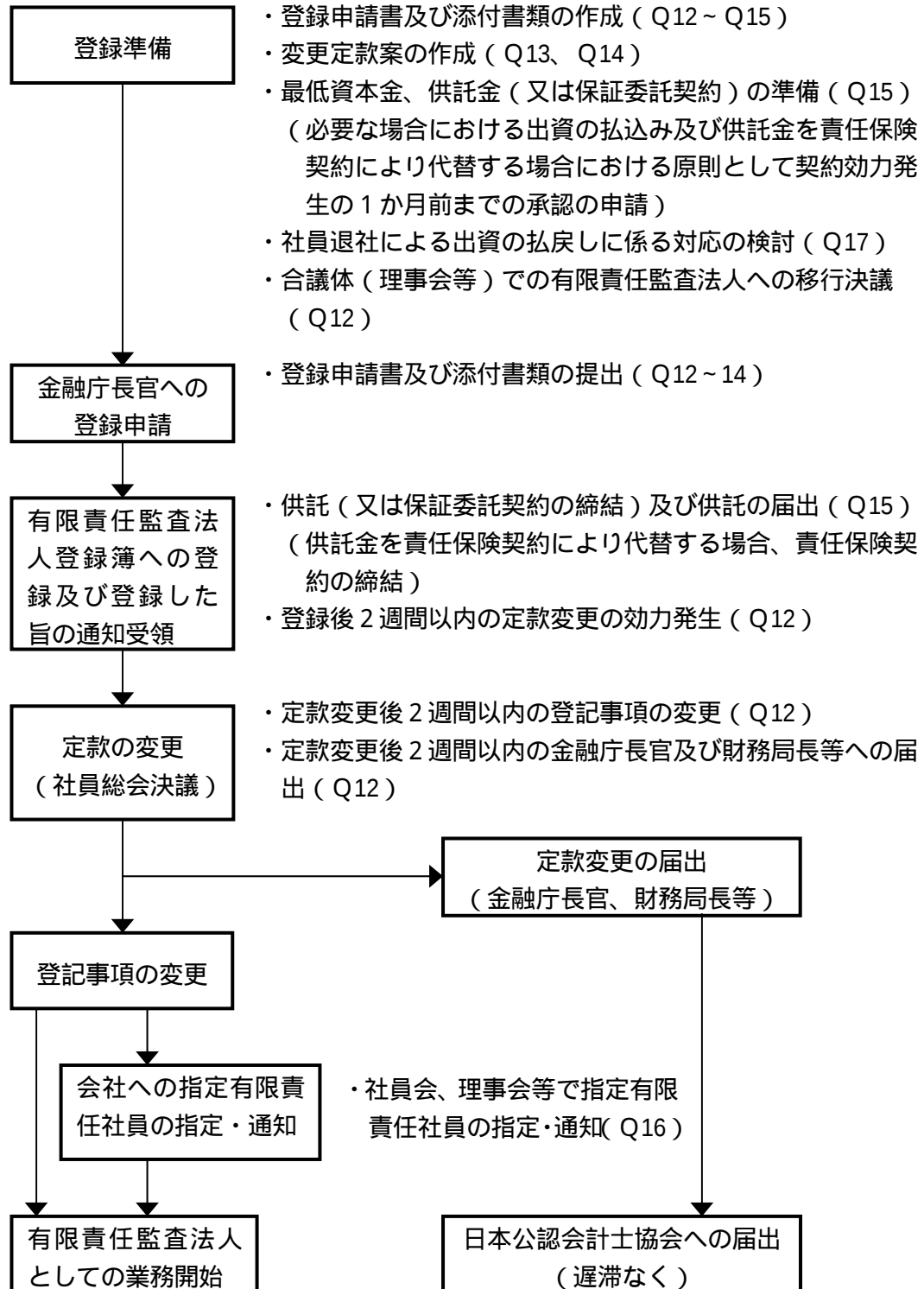
英 国	○ 無限責任の組織形態 ・ジェネラル・パートナーシップ（GP：General Partnership） ○ 有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ（LLP：Limited Liability Partnership） ・公開有限責任会社（Public Limited Liability Company） ・非公開有限責任会社（Private Limited Liability Company）	・上限の法定あり 2006年の会社法改正に伴い、2008年4月6日より、被監査会社との契約による上限の設定が認められた。
	大手監査事務所ではLLPが一般的である。	
フランス	○ 無限責任の組織形態 ・専門職民事会社 ○ 有限責任の組織形態 ・有限責任パートナーシップ（LLP：Limited Liability Partnership） ・株式会社、株式合資会社、有限責任会社	・上限の法定なし
	大多数の監査事務所は株式会社である。	
ドイツ	○ 無限責任の組織形態 ・合資会社、合名会社、ジェネラル・パートナーシップ ○ 有限責任の組織形態 ・株式会社、株式合資会社、有限責任会社（LLC：Limited Liability Company）	・上限の法定あり 被監査会社に対する過失による賠償責任の限度額は、1監査につき100万ユーロ、上場株式会社の監査の場合、1監査につき400万ユーロ。契約による排除・制限不可。
	大多数の監査事務所はLLCである。	

出典：第6回金融審議会公認会計士制度部会（平成18年5月29日）配布資料 資料2「諸外国の監査法人制度等の比較」から作成

実務上の問題

Q11 無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する場合の手続の概要について教えてください。

A 手続の概要の一例を示すと、次のとおりとなります。



Q12 有限責任監査法人としての登録を受けるために、金融庁長官への申請に当たって留意すべき事項はありますか。

A 有限責任監査法人としての登録を受けるためには有限責任監査法人登録簿に登録されなければなりません（法第34条の24）。登録を受けた有限責任監査法人は登録有限責任監査法人となりますが、登録に係る金融庁長官への申請に当たって留意すべき事項は、次のとおりと考えられます。

1．金融庁長官への事前の登録の申請

無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行するに当たっては、Q2のA2に記載されている有限責任監査法人に求められる義務を果たす必要があるとともに、申請書に必要な書類を添付して金融庁長官への事前の登録の申請を行うこと（法第34条の25、規則第60条、第61条、第62条）が求められています。

なお、法第34条の25第1項においては、有限責任監査法人への「定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。」とされており、無限責任監査法人が有限責任監査法人としての登録を受けようとする場合でも、無限責任監査法人としての業務を継続しながら登録の申請を行うことが認められています。この場合においては、登録申請に当たって変更予定の定款等の書類の提出に加えて、これに併せて現行の定款等の書類についても提出することになるものと考えられます。

2．登録の申請に係る具体的な手続

無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行するに当たって、その登録前に有限責任監査法人に移行するための定款変更の効力が生じてしまうと、登録されるまでは有限責任監査法人としての業務が実施できなくなり（法第34条の24）業務の中断が生じてしまいますので、実務上は次の手続をとることが考えられます。

社員総会の決議を登録の申請等の前に行う場合

有限責任監査法人の登録の申請等の前に、社員総会において、登録を受け、供託を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出たことをその決議の効力発生の条件として、有限責任監査法人への移行（社員の全部を有限責任社員とする旨及び監査法人の名称変更）に係る定款変更決議を行う。

社員総会の決議を登録の申請等の後に行う場合

監査法人の意思決定が、例えば、理事会等その社員の一部をもって構成される合議体に委ねられている場合、当該合議体が有限責任監査法人への移行の方針を決定した後に登録の申請等を行い、その後、社員総会において有限責任監査法人への移行に係る定款変更決議を行う。

3．定款の変更に当たっての留意事項

定款の変更に当たっては、次の点に留意する必要があります。

出資に係る払込み等の全部又は一部を履行していないときは、当該払込み等が完了した日に定款変更の効力が生じる（法第34条の22第13項）。

登録後2週間以内に有限責任監査法人へ移行するための定款変更の効力が生じない場合には、その登録は効力を失う（法第34条の28第2項）。

また、定款変更した後に、次の手続が必要となります。

2週間以内に、登記事項の変更を行う（組合等登記令第10条）。

2週間以内に、内閣総理大臣に届出を行う（法第34条の10第2項、第34条の22第12項）。具体的には財務局長等（令第35条第1号）だけでなく、金融庁長官（法第49条の4）への届出も行う。

4．登録拒否者がいない旨の誓約に係る事項

登録申請書には、社員のうちに欠格事由に該当する者がいないことの誓約に係る書類を添付することとされています（法第34条の25第2項、規則第62条第3号）。

5．社員による出資の履行があったことを証する事項

登録申請書には、社員による出資の履行があったことを証する書類を添付する必要がある（法第34条の25第2項、規則第62条第4号）とされており、通常、払込取扱銀行等が作成した払込金受入証明書、又は社員が作成した払込取扱銀行等に払い込まれた金額を証明する書面に、払込が行われた口座の預金通帳の写し若しくは取引明細書等を合綴したものを添付することが考えられます。しかし、無限責任監査法人が有限責任監査法人へ移行する際にはこれらの書類を提出できない場合も想定されるため、例えば「全社員の承認をもって作成する社員の出資毎の一覧表」を作成し、計算書類等の出資の履行が確認できる書類と併せて提出するなどの方法が考えられます。

6．社員のうちに公認会計士である社員の占める割合を証する事項

登録申請書には、社員のうちに公認会計士である社員が占める割合が75%を下回らないことを証する書類を添付する必要がある（法第34条の25第2項、規則第62条第5号、規則第64条）とされています。

Q13 有限責任監査法人の定款作成に当たり留意すべき事項があれば教えてください。

A 無限責任監査法人が有限責任監査法人としての登録を受けようとする場合には、変更しようとする定款案を申請書に添付しなければなりません（法第34条の25第2項、規則第62条第1号、Q12のA1参照）。定款案の作成に当たっては、次の点について検討する必要があると考えられます。

1．絶対的記載事項

有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す、「有限責任」の文字を使用することが求められており（法第34条の3第2項、規則第18条）、「有限責任」の文字を使用した名称に変更して定款に記載する必要があります。なお、類似名称の取扱いについてはQ14のA3を参照してください。

無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する場合には、「無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。」（法第34条の22第10項）とされています。

2．任意記載事項

指定有限責任社員の指定方法

指定社員制度を採用する監査法人においても、指定社員の指名方法を定款に記載している場合が多いようですが、これと同様に指定有限責任社員の指定方法を定款

に記載することとも考えられます。

監査法人の監査への対応

有限責任監査法人は、その計算書類について、収益の額が10億円以上である場合には、特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付が必要となります（法第34条の32第1項、令第24条）。この監査報告書には、「計算書類の作成責任は監査の対象となる有限責任監査法人の社員にあること。」（規則第69条第2項第2号）「監査は有限責任監査法人の社員が採用した会計方針及びその適用方法並びに有限責任監査法人の社員によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討していること。」（同第3項第4号）等を記載することとされています。

このような監査報告書の記載事項に関する規定は、監査法人においては原則としてすべての社員が計算書類の作成権限及び責任を有することを前提としたものと考えられますが、実務上、すべての社員が計算書類の作成責任を負い、自ら採用した会計方針及びその適用方法並びに自ら行った見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することは困難と考えられます。したがって、あらかじめ定款において、一部の社員に計算書類の作成権限を委ねること等の対応が考えられます。この場合において、例えば、監査法人の理事長である社員に作成権限を委ねるようなときは、監査報告書の記載事項は、「計算書類の作成責任は監査の対象となる有限責任監査法人の理事長にあること。」「監査は有限責任監査法人の理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに有限責任監査法人の理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討していること。」等になるものと考えられます。

社員の退社に対する対応

監査法人の社員は、法第34条の22第1項に規定される会社法の準用により、利益の配当（会社法第621条第1項）や出資の払戻し（会社法第624条第1項）を求めることができるとされ、さらに監査法人は、会社法第621条第2項、会社法第624条第2項の準用により利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項や、出資の払戻しを請求する方法その他の出資の払戻しに関する事項を定款で定めることができるとされています。また、持分の譲渡には、社員全員の承諾が必要（会社法第585条第1項）ですが定款で別段の定めをすることを妨げないとされています（同第4項）。

一方で、有限責任監査法人においては、法第34条の23第1項に規定される会社法の準用により、出資の払戻しが可能な場合を定款の変更に伴う出資の価額の減少に限定（会社法第632条第1項）するとともに、資本金の額の減少や退社に伴う剰余金額を超える持分の払戻しに関して、債権者保護手続が必要とされています（会社法第627条、会社法第635条、規則第54条第3号ホ）。なお、債権者保護手続としては、1か月を下らない期間での官報による公告及び知れている債権者に対して各別の催告をしなければなりません。公告を官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による方法により行うときは、各別の催告を行う必要はありません（会社法第627条第2項、第3項、第635条第2項、第3項）。

監査法人を退社した社員が持分の払戻しを受ける額の算定方法については、会社法第611条（第1項ただし書を除く。）の規定が準用されているほかは法令上特段の規定はないため、定款の定めや社員間の合意等がなければ、原則として出資の価額に応じて行うことになるかと解されます。一方、有限責任監査法人の財産的基盤の強化や業務の円滑な遂行の確保という点からは、退社した社員が持分の払戻しを受ける額を現実に出資した額を限度とするというような算定方法を定款で定めるという考え方もあります。

3. その他

無限責任監査法人が有限責任監査法人に移行する場合には、設立の場合と異なり、定款変更に関して公証人の認証は必要ないと解されます。

Q14 有限責任監査法人の名称の決定に当たって留意すべき事項があれば教えてください。

A 有限責任監査法人の名称の決定に当たって留意すべき事項は、次のとおりです。

1. 有限責任監査法人の名称については、社員の全部が有限責任社員であることを示す文字として、「有限責任」の文字を使用しなければならない（法第34条の3第2項、規則第18条）とされています。日本語名称についてはこの「有限責任」の文字に替えてLLC等の表記を使用することはできませんが、英文名称についてはLLC等の表記を使用することは可能と考えられます。
2. 有限責任監査法人の名称は登記事項となりますので、その名称を決定するに当たっては、登記が可能な文字を使用することが求められます。

商号の登記に用いることができる符号（商業登記規則第50条）

- (1) ローマ字（大文字及び小文字）
- (2) アラビア数字
- (3) 「&」（アンパサンド）「」（アポストロフィー）「,」（コンマ）「-」（ハイフン）「.」（ピリオド）「・」（中点）

(3)の符号は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。ただし、「.」（ピリオド）については、省略を表すものとして商号の末尾に用いることもできます。

なお、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

（法務省HP：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji44.html>から引用）

3. 有限責任監査法人、無限責任監査法人にかかわらず、監査法人の名称については「監査法人の名称に関する取扱要領」（平成20年3月25日）が制定されていますので、名称の検討に当たっては類似名称の取扱いなどに留意する必要があります。なお、使用名称については、あらかじめ日本公認会計士協会に問い合わせることが必要となります（倫理規則第23条第3項）。

Q15 供託金制度の概要について教えてください。

A 供託金制度の概要は、次のとおりです。

1．供託金制度

有限責任監査法人は、指定有限責任社員以外の社員の責任が原則として出資の範囲に限定されるため、監査法人の財産的基盤を充実させる必要性があり、最低資本金が規定される（法第34条の27第1項第3号、令第22条）とともに、供託を行うことが義務付けられました（法第34条の33第1項）。具体的には、社員数の総数に200万円を乗じて得た額の供託を行い（令第25条）供託書正本を添付した供託届出書、及び供託金等内訳書を金融庁長官に提出する必要があります（規則第71条第2項、第4項）。なお、有限責任監査法人は、供託等を行い、その旨の届出をした後でなければその業務を行うことができません（法第34条の33第5項）ので留意が必要です。

内閣総理大臣が債務の履行を確保するために必要があると認めたときは、追加供託を命じることができるとされています（法第33条の33第2項）が、例えば、社員数が監査法人の規模に比して著しく少ないなどの場合には、追加供託命令の対象になり得ると考えられます。また、供託金額は社員の総数に200万円を乗じて得た額を超えて供託することは制限されていないと解されます。

一方で、次に述べるように、保証委託契約（法第34条の33第3項）や責任保険契約（法第34条の34第1項）によって、供託金の全部又は一部を代替することが認められています。

2．保証委託契約

供託の免除を受けようとする場合の保証委託契約は、銀行等の金融機関を相手とした契約で、次の要件に適合しなければならない（令第26条、規則第73条）とされています。

内閣総理大臣の命令があった場合には遅滞なく所要の供託金が供託されるものであること

1年以上の期間にわたって有効な契約であること

金融庁長官の承認を受けないと契約解除又は契約内容の変更ができないものであること

保証委託契約を締結した旨を内閣総理大臣（具体的には金融庁長官）に届け出ることが必要であり（法第34条の33第3項、法第49条の4）具体的には、保証委託契約締結届出書に契約書写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官に届け出るとともに、契約書正本を提示することが必要となります（規則第72条第1項）。

3．責任保険契約

供託の免除を受けようとする場合の責任保険契約は、損害保険会社を相手とした契約で、次の要件に適合しなければならない（令第29条第1項、規則第78条）とされています。

てん補対象損害を有限責任監査法人が賠償することにより生じる損失の全部又は一部がてん補されるものであること

1年以上の期間にわたって有効な契約であること

金融庁長官の承認を受けないと契約解除又は契約内容の変更ができないものであること

責任保険契約の内容が、指定有限責任社員が故意により虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類をこれらが無いものとして証明したこと、又は相当な注意を怠ったことにより重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類をこれらが無いものとして証明したことにより生ずる損害の賠償を請求する権利を有する者（優先還付対象債権者）の保護に欠けるおそれのないものであること（例えば、同種の保険と比較して免責金額が不相当に過大な場合などは、保護に欠けるおそれがあると考えられる。）

保険期間満了後における5年を下らない一定の期間の期間延長特約が付されていること

保険期間開始前3年を下らない一定の期間の先行行為担保特約が付されていること（優先還付対象債権者の保護に欠けるおそれのないと認められる場合を除く。）

責任保険契約は、事前に内閣総理大臣の承認を受ける必要があります（法34条の34第1項）。具体的には、契約の効力の発生の1か月前までに責任保険契約承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項（責任保険契約の内容等）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出することが求められています（規則第77条第1項本文）。なお、やむを得ない理由がある場合、当該期限を経過した後であってもやむを得ない理由を記載した書面を添付して申請することができます（規則第77条第1項ただし書）が、無限責任監査法人が、有限責任監査法人への移行前に供託の免除が認められる保険に既に加入している場合には、契約の効力発生の1か月前までに申請ができないやむを得ない理由に該当し、その旨を記載した書面を添付して申請することができると考えられます。また、無限責任監査法人で、3年以上責任保険契約を継続して契約している場合には、その期間の行為については既に損害額が保険で担保されており、3年間の先行行為担保特約と同じ効果を持つものと考えられます。

また、責任保険契約を締結した後、責任保険契約締結届出書に契約書写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官に提出し、契約書正本を提示することが必要となります（規則第77条第3項）。

責任保険契約の相手側の要件としては、我が国の当局の監督下にある損害保険会社や外国損害保険会社等（令第29条第1項）とされており、いわゆるネットワークファームによる自家保険は、ここでいう責任保険契約とは認められません。

なお、供託の全部を代替することが可能とされるてん補対象損害額の全部を保証する保険は、故意による損害額をてん補する保険である必要がありますが、現在、具体的には想定されているものではありません。

供託の一部の免除が認められる場合の上限は、供託金の額から社員の総数に100万円を乗じて得た額を控除した額に相当する金額（令第29条第2項）とされておりますが、具体的な供託の免除が認められる額は個別の事情を勘案して決定されるものと考えられます。

Q16 指定有限責任社員の指定方法について教えてください。

A 指定有限責任社員の監査法人内での指定方法は、次のとおりです。

法令等において特段の定めはないため、通常の業務執行行為として取り扱えばよいと考えられます。したがって、指定有限責任社員の指定方法は各監査法人の運営方針によることになり、社員会、理事会又はこれらにより委任された適切な者等により、各証明業務ごとに指定有限責任社員を指定していくこととなると考えられます。社員のうち法第2条第1項の業務について特に監査法人を代表すべき社員（法第34条の10の3第1項ただし書き）を定めている場合には、委任を受ける適切な者は、当該代表社員となると考えられます。

なお、指定社員制度を採用する監査法人においても、無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行するに伴って指定社員が指定有限責任社員へ自動的に移行することはありませんので、指定有限責任社員の指定と会社への通知が改めて必要となります。Q5のA及びQ9のA1を併せて参照してください。

Q17 一定規模以上の監査法人においては頻繁に社員の退社が起こると予想されますが、有限責任監査法人への移行に当たって留意すべき事項はありますか。

A Q13のA2で述べたとおり、有限責任監査法人においては、資本金の額の減少や退社に伴う剰余金額を超える持分の払戻しに関して、官報による公告等の債権者保護手続が必要とされ（会社法第627条、会社法第635条、規則第54条第3号ホ）債権者が異議を述べる機会を提供しています。

一定規模以上の監査法人においては、頻繁に社員の退社が起こると予想されますが、監査法人の資本金の額と各社員の出資割合との対応関係を維持するために、退社する社員の出資に対応する資本金の額を減少させるのであれば、債権者保護手続が必要となります。また、これらの対応関係は維持せず、資本金を減少させないとしても、退社による持分払戻額がその日における資本剰余金及び利益剰余金の額を超える場合には債権者保護手続が必要となります。債権者保護手続を経ずに持分の払戻し等を行うために、十分な資本剰余金を確保し資本剰余金・利益剰余金の額の範囲内で持分の払戻しを行えるよう、有限責任監査法人へ移行する前に適切な資本金と資本剰余金の額を検討し、資本金から資本剰余金への振替（規則第49条第2項第1号、第50条第1項第3号）を行っておくことも考えられます。

Q18 有限責任監査法人に移行した後に、無限責任監査法人に戻ることはできますか。

A 無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより有限責任監査法人に移行します（法第34条の22第10項）が、「有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより無限責任監査法人となる。」（法第34条の22第11項）と規定されているため、有限責任監査法人に移行した後に無限責任監査法人に戻ることはできます。

なお、登録有限責任監査法人が、社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をした

ときは、当該登録有限責任監査法人の登録はその効力を失うことになります（法第34条の28第2項）ので留意する必要があります。定款の変更が終了した場合には、変更の日から2週間以内に内閣総理大臣に届け出ることが必要とされており、具体的には財務局長等だけではなく、金融庁長官への届出も必要となります（Q12のA3参照）。

Q19 無限責任監査法人が、無限連帯責任組織形態を維持したまま何らかの定款を変更する場合、併せて社員の全部を無限責任社員とする旨の記載が必要ですか。

A 「この法律の施行の際現に存する監査法人の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨の定めがあるものとみなす。」（法附則第8条）とされているため、平成19年改正公認会計士法施行時点で存する監査法人はすべて無限責任監査法人とみなされます。したがって、これらの監査法人はその社員の全部を無限責任社員とする定款変更を行う必要はありません。ただし、定款の社員の責任以外の箇所の変更を行う場合には、併せて社員の全部が無限責任社員である旨を定める定款変更をする必要があると考えられます。

Q20 監査法人が作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない書類について教えてください。

A 監査法人が作成し、提出しなければならない書類は、次のとおりです。

1. 監査法人は、毎会計年度経過後2か月以内に、計算書類及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣（具体的には財務局長等）に提出しなければなりません（法第34条の16第2項、規則第30条から第38条まで、規則第42条第1項、令第35条第2号）。また、これらの書類は、電磁的記録をもって作成し、又は提出することができます（法第34条の16第3項）。

なお、無限責任監査法人であっても有限責任監査法人であっても、作成し、提出しなければならない書類については、一定規模以上の有限責任監査法人の計算書類に監査報告書の添付が必要なこと（Q2のA2参照）を除き、差異はありません。

2. 計算書類作成に当たっては、参考資料として研究報告「監査法人の計算書類作成に係るひな形」（平成20年3月25日 日本公認会計士協会 公認会計士法改正対策プロジェクト・チーム）が公表されておりますので、参照してください。

Q21 公衆縦覧書類の作成に当たり留意すべき事項はありますか。

A 公衆縦覧書類の作成に当たり留意すべき事項は、次のとおりです。

1. 監査法人は、毎会計年度経過後3か月以内に説明書類を作成して監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが必要です（法第34条の16の3第1項、規則第17条、規則第39条）。なお、これらの説明書類は、電磁的記録をもって作成すること

ができ（法第34条の16の3第2項）監査法人の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる（法第34条の16の3第3項、規則第16条）とされ、インターネット上で公衆の縦覧に供することも可能です。

- 2．有限責任監査法人の説明書類には、無限責任監査法人と異なり、直近の2会計年度の計算書類、当該計算書類に係る監査報告書（収益の額が10億円以上の場合に限る。）供託金等の額、責任保険契約をもって供託に代える場合にはその旨及び当該契約の内容についても記載する必要があります（Q2のA2 参照）。
- 3．無限責任監査法人から有限責任監査法人への移行期の取扱いですが、あくまで会計年度末時点での組織形態に応じた説明書類の縦覧が求められることになると考えられます。例えば、会計年度末時点では無限責任組織形態であった監査法人が、計算書類及び業務報告書の提出や説明書類の縦覧前に有限責任監査法人に移行した場合であっても、移行した日の属する会計年度（以下「移行会計年度」という。）の前会計年度に係る説明書類には無限責任監査法人に必要とされる事項を記載し、当該移行会計年度に係る説明書類には有限責任監査法人に必要とされる事項を記載すればよいことになると考えられます。

有限責任監査法人については、直近の2会計年度の計算書類を作成して備え置く必要がありますが、直近の2会計年度の計算書類のうち移行会計年度の前会計年度のものに係る監査報告書の添付は要求されていないことから、当該監査報告書の記載は不要となります（法第34条の32第1項、規則第39条第5号ハ）。

なお、移行会計年度が法の適用初年度である場合には、移行会計年度の前会計年度については計算書類を作成していない場合が考えられますが、この場合には、当該移行会計年度に係る説明書類の計算書類に係る記載については、直近の1会計年度のみの記載でよいことになると考えられます。

Q22 監査を受けている有限責任監査法人が業務報告書を提出するに当たって、2か月以内に監査済みの計算書類を作成して添付する必要がありますか。

- A 前述のとおり、有限責任監査法人は、毎会計年度経過後2か月以内に計算書類及び業務報告書を内閣総理大臣（具体的には財務局長等）に提出することが求められています（法第34条の16第2項、Q20のA1参照）。ただし、計算書類の監査が必要な場合で、会計年度経過後2か月以内に提出する計算書類に添付される監査報告書については、当分の間、会計年度終了後3か月を経過する日までに提出することができる（規則附則第2条）とされています。

したがって、業務報告書を提出する会計年度経過後2か月以内に計算書類の監査が終了していない場合には、業務報告書に添付する計算書類については未監査の旨を明示し、説明書類の公衆縦覧を行う会計年度経過後3か月以内に、監査が終了した計算書類に監査報告書を添付して提出することが必要になると考えられます。この場合、提出した業務報告書（計算書類を含む。）に、計算書類の監査に伴う修正があった場合には、修正箇所について明示する資料も併せて提出する必要があると考えられます。

Q23 一定規模以上の有限責任監査法人の監査人の選任に当たり留意すべき事項がありますか。

A 前述のとおり、収益の額が10億円以上の有限責任監査法人の作成する計算書類については、特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査が求められます（法第34条の32、令第24条、Q13のA2 参照）が、その監査人を選任するに当たっては、会社における監査人の選任と同様に特別の利害関係の有無に十分注意する必要があります（法第34条の32第1項、令第23条、規則第70条）。

なお、倫理委員会報告第3号「監査法人監査における監査人の独立性について」（平成20年6月10日 日本公認会計士協会）及び倫理委員会研究報告第2号「監査法人監査における監査人の独立性チェックリスト」（平成20年2月13日 日本公認会計士協会）が公表されていますので、参照してください。

Q24 新規に有限責任監査法人を設立して業務を開始する場合に留意すべき事項について教えてください。

A 新規に有限責任監査法人を設立して業務を開始する場合に留意すべき事項は、次のとおりです。

1. 監査法人の設立

公認会計士及び法第34条の10の8の登録を受けた者（特定社員）は監査法人を設立することができる（法第34条の2の2第1項）とされ、監査法人の社員はこれらの者でなければなりません（法第34条の4第1項、）。社員になろうとする者のうちには、少なくとも5人以上の公認会計士を含まなければならず、これらの者が共同して定款を定めなければなりません（法第34条の7第1項）。また、社員のうち公認会計士である社員の占める割合は、100分の75を下らないことが必要となります（法第34条の4第3項、規則第19条）。

2. 定款

定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければなりません（法第34条の7第3項）。

(1) 目的

(2) 名称

「監査法人」という文字のほか、「有限責任」の文字を使用する必要があります（法第34条の3第1項、第2項、規則第18条）。

(3) 事務所の所在地

(4) 社員の氏名及び住所

(5) 社員の全部を有限責任社員とする旨（法第34条の7第5項）

(6) 社員の出資の目的（有限責任社員にあっては、金銭その他の財産に限る。）及びその価額又は評価の標準

(7) 業務の執行に関する事項

なお、監査法人の設立に際しては、その定款は公証人の認証を受ける必要がある(法第34条の7第2項、会社法第30条第1項) とされています。

3．成立及び成立の届出

監査法人は、一定の事項について登記をしなければならず、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできません(法第34条の6、組合等登記令第2条)。監査法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立し(法第34条の9) 成立の日から2週間以内に登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を内閣総理大臣(具体的には財務局長等) に届け出なければなりません(法第34条の9の2、規則第20条、令第35条)。

4．内閣総理大臣の登録

有限責任監査法人は、Q2のA2に記載されている有限責任監査法人に求められる義務を果たす必要があるとともに、具体的には、申請書に必要な書類を添付して金融庁長官への登録の申請を行うこと(法第34条の25、規則第60条、第61条、第62条) が求められています。登録に当たって留意すべき事項については、Q12のAを参照してください。

なお、この登録を受けなければ業務を行ってはならないとされています(法第34条の24) ので留意が必要です。

5．その他

有限責任監査法人制度の概要、登録を受けるための金融庁長官への申請・定款作成・名称決定・指定有限責任社員の被監査会社等への通知等に当たっての留意事項、供託金制度の概要その他の事項に関しては、上記の各Qを参照してください。

以 上